

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20211228製局第1号
令和4年1月20日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和3年12月28日付け警察庁丙組組企発第313号、警察庁丙備企発第229号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和3年12月22日付け外務省告示第413号、令和3年12月28日付け外務省告示第418号及び令和3年12月22日付け国家公安委員会告示第70号並びに令和3年12月28日付け国家公安委員会告示第71号により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者が追加されるとともに、当該者に係る記載事項の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性 1

警察庁丙組組企発第 313 号
警察庁丙備企発第 229 号
令和 3 年 12 月 28 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 152）

この度、別添のとおり、「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 3 年 12 月 22 日付け外務省告示第 413 号）及び「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和 3 年 12 月 28 日付け外務省告示第 418 号）並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和 3 年 12 月 22 日付け国家公安委員会告示第 70 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件」（令和 3 年 12 月 28 日付け国家公安委員会告示第 71 号）により、資産（財産）凍結措置等の対象となる者が追加されるとともに、当該者に係る記載事項の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○外務省告示第四百十三号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和三年外務省告示第三百八十六号を含む千九百八十八号、第九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき、設立された各理事会委員会が令和三年十二月二十一日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第九百六十七号4(b)、第一千三百三十九号8(c)、第一千三百九十号2(a)、第九百八十八号1(a)、第五千五百一十八号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

定 次 以下の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規
定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。外務大臣 林 芳正

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(別表)</p> <p>1. ～789. [略]</p> <p><u>790. SANAULLAH GHAFARI</u></p> <p><u>(original script: ثناء الله غفاري)</u></p> <p><u>(a. k. a. : (a) Dr. Shahab al Muhajir (b) Shahab Muhajer</u></p> <p><u>(c) Shahab Mohajir (d) Shahab Mahajar (e) Shihab al</u></p> <p><u>Muhajir (f) Shihab Muhajer (g) Shihab Mohajir (h)</u></p> <p><u>Shihab Mahajar)</u></p> <p><u>称号 : Dr.</u></p> <p><u>役職 : 不明</u></p> <p><u>生年月日 : 1994年10月28日</u></p> <p><u>出生地 : Afghanistan</u></p> <p><u>国籍 : アフガニスタン</u></p> <p><u>旅券番号 : 不明</u></p> <p><u>ID番号 : 不明</u></p> <p><u>住所 : (a) Afghanistan (2021) (b) Kunduz, Afghanistan</u></p> <p><u>(previous)</u></p> <p><u>国連制裁委員会による指定日 : 2021年12月21日</u></p> <p><u>その他の情報 : Leader of the Islamic State of Iraq and</u></p> <p><u>the Levant-Khorasan (ISIL-K) (776. に指定した団体)。</u></p> <p><u>Information Technology Expert. Photo is available for</u></p> <p><u>inclusion in the INTERPOL-UN Security Council Special</u></p> | <p>(別表)</p> <p>1. ～789. [同左]</p> <p>[新設]</p> |

Notice. 同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・
国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：
[https://www.interpol.int/en/How-we-](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals)
[work/Notices/View-UN-Notices-Individuals](https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals)

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件

○ 外務省告示第四百十八号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和三年外務省告示第四百十三号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号に基づき設立された各理事会委員会が令和三年十二月二十一日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4（b）、第千三百三十三号8（c）、第千三百九十号2（a）、第千九百八十八号1（a）、第千九百八十九号1（a）、第千二百五十三号2（a）及び第千二百五十五号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体のうち、令和三年外務省告示第四百十三号により加えられたものを次のように改正する。

令和三年十二月二十八日
外務大臣 林 芳正
次 次 令 和 三 年 十 二 月 二 十 八 日
対 応 の 表 に よ り 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 を こ れ に 順
す べ け ば 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定 の 傍 線 を 付 し た 部 分 の よ う に 改 め る 。

(別表)

1. ～789. [略]

790. サナウッラー・ガファーリー (別名：(a)シャハブ・アル・ムハジル博士 (b)シャハブ・ムハジエル (c)シャハブ・モハジル (d)シャハブ・マハジャル (e)シハブ・アル・ムハジル (f)シハブ・ムハジエル (g)シハブ・モハジル (h)シハブ・マハジャル)

SANAULLAH GHAFARI

(original script: ثناء الله غفارى)

(a. k. a. : (a)Dr. Shahab al Muhajir (b)Shahab Muhajer (c)Shahab Mohajir (d)Shahab Mahajar (e)Shihab al Muhajir (f)Shihab Muhajer (g)Shihab Mohajir (h)Shihab Mahajar)

称号：博士

役職：不明

生年月日：1994年10月28日

出生地：Afghanistan

国籍：アフガニスタン

旅券番号：不明

ID番号：不明

住所：(a) Afghanistan (2021) (b) Kunduz, Afghanistan

国連制裁委員会による指定日：2021年12月21日
その他の情報：イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン(ISIL-K) (776. に指定した団体) の指導者。情報技術の専門家。写真はインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。同人に対する インターポール ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：
<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

国連制裁委員会による指定日：2021年12月21日
その他の情報：Leader of the Islamic State of Iraq and the Levant-Khorasan (ISIL-K) (776. に指定した団体)。Information Technology Expert. Photo is available for inclusion in the INTERPOL-UN Security Council Special Notice. 同人に対する インターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：
<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

備考 表中の [] の記載及び全体に向けた傍注は注記による。

○国家公安委員会告示第七十号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十二日

国家公安委員会委員長 一之湯 智

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する自然人

氏名 SANAULLAH GHAFARI

(original script: **ثناء الله غفارى**)

別名 (a)Dr. shahab al Muhajir (b)Shahab Muhajer (c)Shahab Mohajir (d)Shahab Mahajar
(e)Shihab al Muhajir (f)Shihab Muhajer (g)Shihab Mohajir (h)Shihab Mahajar

称号 Dr.

役職 不明

生年月日 1994年10月28日

出生地 Afghanistan

国籍 アフガニスタン

旅券番号 不明

住所 (a)Afghanistan (2021) (b)Kunduz, Afghanistan (previous)

名簿に記載された年月日 2021年12月21日

名簿記載者公告番号 QI-303

その他参考となるべき事項 Leader of the Islamic State of Iraq and the Levant-Khorasan (ISIL-K) (QE-85)。Information Technology Expert. Photo is available for inclusion in the INTERPOL-UN Security Council Special Notice. ID番号不明。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

○国家公安委員会告示第七十一号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十八日

国家公安委員会委員長 一之湯 智

1 名簿記載者公告番号QI-303 (SANAULLAH GHAFARI)

(1) 変更前

氏名 SANAULLAH GHAFARI

(original script: **ثناء الله غفارى**)

別名 (a)Dr. shahab al Muhajir (b)Shahab Muhajer (c)Shahab Mohajir (d)Shahab Mahajar (e)Shihab al Muhajir (f)Shihab Muhajer (g)Shihab Mohajir (h)Shihab Mahajar

称号 Dr.

その他参考となるべき事項 Leader of the Islamic State of Iraq and the Levant-Khorasan (ISIL-K) (QE-85)。Information Technology Expert. Photo is available for inclusion in the INTERPOL-UN Security Council Special Notice. ID番号不明。同人に対するインターポ

ール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

(2) 変更後

氏名 サナウッラー・ガファーリー (SANAULLAH GHAFARI

(original script: **ثناء الله غفارى**))

別名 (a)シャハブ・アル・ムハジール博士 (Dr. shahab al Muhajir) (b)シャハブ・ムハジール (Shahab Muhajer) (c)シャハブ・モハジール (Shahab Mohajir) (d)シャハブ・マハジャール (Shahab Mahajar) (e)シハブ・アル・ムハジール (Shihab al Muhajir) (f)シハブ・ムハジール (Shihab Muhajer) (g)シハブ・モハジール (Shihab Mohajir) (h)シハブ・マハジャール (Shihab Mahajar)

称号 博士

その他参考となるべき事項 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) (QE-85) の指導者。情報技術の専門家。写真はインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。ID番号不明。同人に対するインターポール・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>